

平成 28 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ア ル ワ ー ル ド
住 所 東 京 都 港 区 六 本 木 一 丁 目 6 番 1 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菊 池 誠 晃
(コード番号：3691 東証マザーズ)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 経 営 本 部 長 東 本 和 人
TEL. 03-5114-3580

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「平成 28 年 9 月期第 3 四半期決算短信の提出及び過年度の決算短信等の訂正、過年度の有価証券等報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出し、過年度決算短信等（訂正版）等についても公表いたしました。また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 10 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 10 月 1 日 至 平成 26 年 9 月 30 日）

第 11 期 内部統制報告書（自 平成 26 年 10 月 1 日 至 平成 27 年 9 月 30 日）

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

(1) 第 10 期 内部統制報告書

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は、一部取引先との間のクラウド事業における取引に関する会計処理について、平成 28 年 8 月 9 日に社内調査委員会を設置し、平成 28 年 8 月 29 日から調査主体を独立委

員会に移行して調査を行ってまいりました。本調査により、売上の認識が適切ではなく、売上高が過大計上となっていたことが判明いたしました。

これにより当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、第10期（平成26年9月期）の有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、内部統制を評価していましたが、結果として当社において不適切な会計処理リスクに対応するための、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び売上計上プロセスに関する内部統制に重要な不備として会計処理についての知識・認識不足、適切な会計処理に必要な証憑類の不足・不存在、取締役会の監督機能不全があったため、不適切な会計処理が行われ且つその発見に遅れを生じさせたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、上記の内部統制の不備を是正するため、独立委員会の指摘・提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制を整備・運用してまいります。

(1) コーポレートガバナンスの強化

① 監査等委員会設置会社への移行

② 社外取締役機能の強化

※経営意思決定と業務執行の分離

(2) コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施

① 教育・研修の強化

② 外部相談窓口の設置、内部通報窓口の設置

(3) 内部管理体制及び業務体制の見直し

① 経理部門における売上計上手続きの見直し

※各種申請フォーマットの見直し及び承認フローの再構築、収益認識ルールの徹底

② 営業部門における証憑取得手続きの見直し

※各種報告フォーマットの見直し及び承認フローの再構築

③ 一括業務管理システムの導入

※システム統制の見直し

※管理会計の見直し、管理指標の拡充

④ 職務権限規程の取締役会決議事項の拡充

※稟議制度の見直し（稟議フローの細分化、稟議内容の拡充）

⑤ 内部監査室の充実

※人員増強、監査計画の見直し

⑥ 人員配置の改善にかかる施策の実施

⑦ 予算実績管理の徹底

⑧ 内部取引における計上ルールの見直し（標準化）

(2) 第11期 内部統制報告書

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は、一部取引先との間のクラウド事業における取引に関する会計処理について、平成 28 年 8 月 9 日に社内調査委員会を設置し、平成 28 年 8 月 29 日から調査主体を独立委員会に移行して調査を行ってまいりました。本調査により、売上の認識が適切ではなく、売上高が過大計上となっていたことが判明いたしました。

これにより当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、第 11 期（平成 27 年 9 月期）の有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成 19 年 2 月 15 日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、内部統制を評価していましたが、結果として当社において不適切な会計処理リスクに対応するための、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び売上計上プロセスに関する内部統制に重要な不備として会計処理についての知識・認識不足、適切な会計処理に必要な証憑類の不足・不存在、取締役会の監督機能不全があったため、不適切な会計処理が行われ且つその発見に遅れを生じさせたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、上記の内部統制の不備を是正するため、独立委員会の指摘・提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制を整備・運用してまいります。

(1) コーポレートガバナンスの強化

① 監査等委員会設置会社への移行

② 社外取締役機能の強化

※経営意思決定と業務執行の分離

(2) コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施

① 教育・研修の強化

② 外部相談窓口の設置、内部通報窓口の設置

(3) 内部管理体制及び業務体制の見直し

① 経理部門における売上計上手続きの見直し

※各種申請フォーマットの見直し及び承認フローの再構築、収益認識ルールの徹底

② 営業部門における証憑取得手続きの見直し

※各種報告フォーマットの見直し及び承認フローの再構築

③ 一括業務管理システムの導入

※システム統制の見直し

※管理会計の見直し、管理指標の拡充

④ 職務権限規程の取締役会決議事項の拡充

※稟議制度の見直し（稟議フローの細分化、稟議内容の拡充）

⑤ 内部監査室の充実

※人員増強、監査計画の見直し

⑥ 人員配置の改善にかかる施策の実施

⑦ 予算実績管理の徹底

⑧ 内部取引における計上ルールの見直し（標準化）

以 上